

## 株主総会对策2

### ～株主総会想定問答編～

きっかわ法律事務所  
弁護士 山下 恵美  
野尻 奈緒

#### 【基本事項の確認】株主総会決議の瑕疵について

##### 1 決議取消しの訴え（会社法 831 条）

- ①招集手続又は決議方法の法令・定款違反、又は著しい不公正
- ②決議内容の定款違反
- ③特別利害関係人が議決権を行使した結果著しく不公正な決議がなされたとき

取消事由が、招集手続又は決議方法の法令・定款違反という手続上の瑕疵にすぎない場合には、裁判所は、①その違反する事実が重大でなく、かつ、②決議の結果に影響を及ぼさないと認めるならば、取消しの請求を棄却することができる。

（裁判所による「裁量棄却」）

##### 2 決議不存在確認・無効確認の訴え（会社法 830 条）

決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合

#### 第1 動議に対する対応

##### 1 動議とは

株主総会の目的である事項及び総会の運営等に関し総会の決議を求める旨の意思表示

- ①決議事項の内容の修正を求める動議（会社法 304 条） 修正動議
- ②議事運営に関する手続的動議

## 2 修正動議

### (1) 議事に諮るべきか

動議提出権（会社法 304 条）→ 必要的

但し、以下の場合は適法な動議とはいえない

- ① 当該議案が法令もしくは定款に違反する場合
- ② 実質的に同一の議案につき株主総会で総株主の議決権の 10 分の 1 の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合

### (2) 修正動議として許される範囲

議題の範囲内で、かつ、招集通知及び株主総会参考書類の記載内容から株主が一般的に予見し得る範囲

#### ア 剰余金配当議案の変更

配当金の減額 ○ 増額 ○

#### イ 取締役又は監査役の選任議案の変更

総会を招集した者の推薦する候補者以外の候補者の選任 ○

#### ウ 取締役又は監査役の報酬議案の撤回又は変更

議案として提出されている報酬の枠の減額 ○ 増額 ×

### (3) 対応

#### ア 対応例

- ① 株主からの発言（修正提案）
- ② その提案が修正動議であることの確認  
「ただいまのご発言は第●号議案に対する修正動議としてお諮りいたしましょうか。ご意見として承っておけばよろしいでしょうか。」
- ③ 動議提出株主への修正提案の趣旨説明等の打診、動議の審議
- ④ 動議の採決を原案の採決の際に行うことへの議場への提案  
「ただいま株主様から動議が提出されましたが、採決につきましては後ほど原案の採決の際に行わせていただきたいと存じます。いかがでしょうか。」  
→了承
- ⑤ 原案を先に採決することの議場への提案  
「さきほど修正動議が提出されておりますが、原案を先に採決させていただきます」

たいと存じますが、いかがでしょうか。」

→了承

- ⑥ 原案を採決し、承認可決。これにより修正動議が否決された旨を宣言  
「なお、さきほど提出されました修正動議につきましては、原案が承認可決されたことに伴い、否決されたものとしてお取扱いします。」

◇ 原案先議の適法性

〈参考〉東北電力決議取消訴訟（仙台地判H5.3.24）【資料1】

イ 議決権行使書の取り扱い

原案に賛成→反対

原案に反対→棄権

### 3 議事運営に関する動議

#### (1) 議事に諮るべきか

必要的動議

議長不信任動議

調査役選任動議

延期・続行の動議

会計監査人の出席要求動議

その他審議打ち切りや審議方法の変更、議案の審議の順序等は議長自ら決定できる。

〈参考〉取締役選任議案の採決方法について

メイテック株主総会決議取消訴訟(名古屋高判H12.1.19)【資料2】

#### (2) 対応

ア 対応例

- ① 動議内容の確認
- ② 議長の動議内容に対する見解を述べ、議長支持の株主に議長の意思が動議について賛成または反対のいずれであることを示唆する。
- ③ 動議についての賛成者に起立を求める。起立しない者すべてが反対であることを議場に確認し、棄権者でないことをダメ押しする。
- ④ 採決結果の宣言を行う。

◇ 裁量的動議と考えられる場合にも議事に諮るか？

◇ 議長の見解の表明について

〈参考〉九州電力決議取消訴訟(福岡地判H3.5.14)【資料3】

さらに、動議につき否決する趣旨の議長提案を先議

イ 包括委任状の取得

ウ 議決権行使書の取扱い

出席株主数に算入されない。

## 第2 本年度想定される質問

### 0. 総論

#### (1)取締役等の説明義務（会社法 314 条本文）

拒否事由（会社法 314 条但書）

- ①株主総会の目的事項に関しないもの
- ②説明により株主の共同の利益を著しく害する場合
- ③会社法施行規則 71 条に定める場合
  - ・説明のために調査が必要な場合
  - ・説明により会社その他の者の権利を侵害することとなる場合
  - ・株主が実質的に同一の事項につき繰り返して説明を求める場合
  - ・説明できないことにつき正当な事由がある場合

#### (2)取締役等の説明義務の範囲

平均的株主が、会議の目的事項を理解し、賛否を決定して議決権を行使するに当たって合理的判断をするのに客観的に必要な事項について、そのために必要な範囲において認められる。

- ・東京スタイル判決（東京地判H16.5.13）【資料4】 等

#### (3)説明義務違反の効果

決議の方法の法令違反（会社法 831 条 1 項 1 号）

＝決議取消事由

### 1. 役員に関する質問について

#### (1)独立役員

上場会社は、社外取締役又は社外監査役の中から、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」を独立役員として1名以上確保しなければならない。

（東証 有価証券上場規程 436 条の 2 第 1 項）

Q 1 - 1 独立役員として東証に届け出る役員は誰か、どういう人物か

【ポイント】

新たに独立役員を選任する場合はもちろん、すでに届け出られていても、今回

の総会で新たに社外役員を選任する場合で、参考書類に「独立役員として届出予定」等と記載しなかった場合には質問される可能性がある。

Q 1 - 2 独立性があると判断した理由は

【ポイント】

コーポレートガバナンス報告書の記載と矛盾しないこと  
上場管理等に関するガイドライン  
企業年金連合会の独立性判断基準【資料5】  
RMG（リスクメトリックスグループ）の日本向け独立性判断基準【資料6】

Q 1 - 3 社外取締役・社外監査役の中で、〇〇氏のみを独立役員として届け出た理由は。残る役員は独立性を満たしていないのか。

今回の総会での社外取締役・監査役候補者は、独立役員の要件を満たしているのか

【ポイント】

企業年金連合会等の議決権行使基準においては、社外監査役候補者は独立性を満たす必要があるとされており、社外取締役についても、原則として同様（RMGの基準では不要）とされている。

Q 1 - 4 独立役員として届けられた〇〇氏は、数社の取締役を兼務しているが、職責を果たせるのか

【ポイント】

重要な兼職の状況は事業報告書の記載事項（施行規則 121 条 7 号）  
また、企業年金連合会の行使基準においては、他社の社外役員を兼任している場合には業務に支障をきたさない範囲内である必要があるとされている。【資料5】

RMGは、取締役会への出席率が75%未満の社外取締役については再任に反対する方針。

Q 1-5 独立役員として届け出られたのは社外監査役1名のみであるが、少ないのではないか、社外取締役にも独立役員が必要ではないか

【ポイント】

RMGは、上場子会社について、総会後に独立取締役が最低2名存在しない場合、経営トップの再任に反対する（本年は経過措置として1名）という方針。

【資料6】

(参考)

RMG 独立性基準（以下のすべての要件に該当しないこと）

- ①大株主、メインバンクや借入先、主要取引先で現在働いているもしくは過去に働いたことがある
- ②会社の監査法人で過去に働いたことがある
- ③コンサルティングや顧問契約などの取引関係が現在ある、もしくは過去にあった
- ④親戚が会社で働いている

Q 1-6 独立役員の取締役会での発言内容は

【ポイント】

社外役員の取締役会への出席状況・発言状況は、事業報告書の記載事項（施行規則124条4号イ・ロ）

Q 1-7 独立役員として届け出られた〇〇氏の出席率が低い理由は

【ポイント】

RMGは、取締役会への出席率が75%未満の社外取締役、取締役会および監査役会への出席率が75%未満の社外監査役については、再任に反対する方針。

(2)役員報酬に関する質問

Q 1-8 役員報酬を個別開示しろ

【ポイント】

改正開示府令により、1億円を超える報酬等を受けている役員は個別に開示する必要があるが、その水準を超える役員がいなくても、開示を求める圧力がより強くなることが予想される。

2. 議決権行使結果に関する質問について

Q 2-1 改政府令により、議決権行使結果を臨時報告書に開示することとなったが、どのような集計方法によるのか

【ポイント】

臨時報告書に記載するのは、事前行使分のみで過半数に達した、事前行使分と大株主の行使分を集計して過半数に達した等。

Q 2-2 本日の議決権行使結果も厳格に集計して算入すべきではないか

【ポイント】

採決方法の決定は、議長の権限

議案に対する賛成の議決件数が、必要な議決件数に達したことが明白になれば、改めて採決の手続きを取らなくても決議は成立する（最判昭和42年7月25日民集21巻6号1669頁）。【資料7】

Q 2-3 各議案の事前行使による賛否数を教えてほしい

【ポイント】

当日行使分を含めて初めて決議要件を満たすかが判明する場合や、賛成率を重要視する議案の場合には、回答により当日の議決権行使に影響を与える可能性があるため注意が必要である。

3. 買収防衛策に関する質問について

Q 3-1 買収防衛策を更新する理由を示せ

【質問の背景】

- ・金商法改正による公開買付規制の整備
- ・機関投資家の否定的見解
- ・独立委員の報酬等のコスト
- ・株価への悪影響？

【回答のポイント】

- ・なおも濫用的買収が想定される
- ・機関投資家においても一概に買収防衛策自体を否定するものではない
- ・独立委員の報酬等のコストも過大なものではない
- ・導入企業において買収防衛策導入の開示によって株価下落の事実なし

Q 3-2 買収防衛策の見直し予定はあるか

Q 3-2-1 買収防衛策発動にあたり買収者に対価を交付することもある内容となっているが、見直し予定はないか

【質問の背景】

- ・企業年金連合会や企業価値研究会の否定的見解

〈参考〉企業年金連合会 H20.3.24

「企業買収防衛策に対する株主議決権行使基準の改訂について」

【資料 8】

企業価値研究会 H20.6.30

「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方について」

【回答のポイント】

- ・新株予約権の無償割当にも株主平等原則の趣旨が及ぶと考えられ、買収者に対し差別的取扱いを行うには対価を支払うことが必要と考えている。

〈参考〉ブルドッグソース事件

Q 3-2-2 買収防衛策を株主総会の普通決議で導入（更新）しているが、定款変更を行った上で総会の議案として付議すべきではないか。

**【質問の背景】**

- ・勧告的決議の法的効力につき疑問視する見解

**【回答のポイント】**

- ・買収防衛策が株主の合理的意思に依拠していることを示す事情として、相応の意味を有するものとする

〈参考〉企業価値研究会 H20.6.30

「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方について」

Q 3 - 2 - 3 買収防衛策の発動につき株主総会決議を要件とすべきではないか。

**【質問の背景】**

- ・近時の傾向(株主意思の確認を行うタイプのものが増加)

**【回答のポイント】**

- ・導入の際に株主総会で承認された具体的な発動条件に則り、取締役会に授権された範囲で、経営陣から独立した特別委員会の勧告を経て取締役会が判断する仕組みとなっており、株主の意思を十分に尊重したものとなっていると考える。